

## 市川市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項又は第23条第1項の許可を受けようとする者等に対し、当該許可の申請に先立って必要な指導を行うことにより、周辺環境の保全に配慮した汚染土壌の処理の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。
- (3) 特定有害物質 法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。
- (4) 対象変更工事 法第23条第1項の許可を要しない工事のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 汚染土壌処理施設の設置の場所を変更するもの
  - イ 汚染土壌処理施設の主要な設備を変更するもの（当該変更により周辺環境への負荷を増大させる場合に限る。）
- (5) 事業計画者 法第22条第1項若しくは法第23条第1項の許可を受けようとする者又は対象変更工事を行おうとする者をいう。
- (6) 設置基準 別表第1に定める基準をいう。

### (事前協議)

第3条 事業計画者は、法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を申請し、又は対象変更工事に着手しようとするときは、あらかじめ市長と事前協議を行うものとする。

- 2 前項の事前協議を行おうとする事業計画者は、次に掲げる事項を記載した事業計画書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 汚染土壌処理施設の設置場所
- (3) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
- (4) 汚染土壌処理施設において処理しようとする汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別表第3に掲げる事項

3 事業計画者は、第6条の規定による通知を受けた後でなければ、法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を申請し、又は当該許可に係る工事若しくは対象変更工事に着手してはならないものとする。

（説明会の開催等）

第4条 事業計画者は、前条第2項の規定による事業計画書等を提出したときは、事業計画について別表第4に定める説明会の開催基準に従い同表に定める周知対象者（以下「周知対象者」という。）の理解を求めため、速やかに、説明会を開催するものとする。

2 事業計画者は、前項の規定により説明会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した説明会開催計画書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- (1) 開催する日時及び場所
- (2) 周知を図る地域
- (3) 周知の内容
- (4) 説明会の開催に係る公表の方法
- (5) その他市長が別に定める事項

3 事業計画者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、速やかに、周知対象者からの意見及びその対応等の記録を記載した議事録を作成するとともに、当該議事録及び説明対象者名簿を添付した周知結果報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

4 事業計画者は、周知対象者からの意見のうち、合理性のある意見につい

ては、当該事業計画に反映させるよう努めるものとする。

(事業計画者への指導)

第5条 市長は、前2条の規定による事前協議の過程において必要があると認めるときは、事業計画者に対し、事業計画書又は提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導することができる。

(事前協議の終了)

第6条 市長は、事業計画者の当該事業計画について、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、事前協議を終了するとともに、事前協議終了通知書(様式第4号)により事業計画者に通知するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が設置基準に適合していること。
- (2) 第4条の規定に基づく周知が適切に行われたこと。
- (3) 前条の規定に基づく指導に対し、所要の措置がなされたこと。

(事前協議の中止)

第7条 市長は、第5条の規定に基づく指導を行った日から1年を経過してもなお当該指導に対する所要の措置がなされないとき、又は事業計画が実現困難な状況にあると認めるときは、事前協議を中止することができる。

(事前協議の失効)

第8条 市長は、事業計画者が第6条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を申請しないとき又は対象変更工事に着手しないときは、事前協議はなかったものとみなす。ただし、事業計画者の責めに帰することができない特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。



別表第 1（第 2 条関係）

設置基準

- 1 法に定める基準に適合すること。
- 2 汚染土壌処理施設が次に掲げる基準に適合すること。
  - (1) 浄化等処理施設及びセメント製造施設については、処理の方法が科学的かつ合理的な原理を有し、分解量、土壌への残留量、排水及び排ガス等への移行量など、有害物質の流れが合理的に説明できるものであること。
  - (2) 処理の対象とする特定有害物質の特性を十分考慮して施設が構成され、かつ施設における処理の過程が合理的なものであること。
  - (3) 加熱により浄化を行う施設にあつては、浄化処理及び排ガス処理を行う上で重要な箇所に、温度を連続的に測定し、かつ、記録する設備が設けられていること。
  - (4) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止するための必要な措置が講じられていること。
  - (5) 埋立処理施設（汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号。以下「省令」という。）第 1 条第 3 号に規定する埋立処理施設をいう。以下同じ。）にあつては埋立地からの保有水等の浸出による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがないよう、保有水を有効に集め速やかに排除できる集排水処理設備を設置すること。
  - (6) 次に掲げる事項を含む管理規定を定めること。
    - ア 日ごとの土壌処理量を記録し、5 年間保管すること。
    - イ 浄化処理した汚染土壌の特定有害物質の検査結果を記録し、5 年間保管すること。
    - ウ 搬出物の種類及び量について、その日量及び搬出先を記録し、5 年間保管すること。
    - エ 汚染土壌処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置を

記録し、5年間保管すること。

オ 埋立処理施設については、残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。

3 汚染土壌処理施設を設置する場所は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 工業専用地域であること。

(2) 学校、図書館等の教育・文化施設又は病院、診療所、児童福祉施設、老人福祉施設等の医療・福祉施設に係る土地の境界線との間に十分な距離が保たれていること。

(3) 当該事業に係る搬出入車両により近隣住民の安全及び利便を阻害するおそれのないよう、十分な幅員等を有する搬入道路が確保できる場所であること。

4 汚染土壌処理施設は、敷地内に定置して使用すること。

5 管理棟を設置すること。

6 次に掲げる措置を講じること。

(1) 汚染土壌処理施設に出入りする汚染土壌の運搬車両を適切に洗浄する措置

(2) 汚染土壌処理施設内にみだりに人が立ち入らないようにする措置

別表第 2（第 3 条関係）

事業計画書に添付する書類及び図面

- 1 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 2 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
- 3 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 汚染土壌の処理工程図
- 5 事業計画者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること。）を証する書類
- 6 他に法第 22 条第 1 項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る省令第 14 条第 1 項の許可証の写し
- 7 埋立処理施設のうち、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許又は同法第 42 条第 1 項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う場合にあっては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し
- 8 汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技能的能力を説明する書類
- 9 汚染土壌の処理の事業を開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 10 事業計画者が法人である場合には、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 11 事業計画者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 12 事業計画者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

- 1 3 事業計画者が個人である場合には、住民票の写し
- 1 4 事業計画者が法第 2 2 条第 3 項第 2 号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書類
- 1 5 事業計画者が法人である場合には、法第 2 2 条第 3 項第 2 号ハに規定するその事業を行う役員の住民票の写し
- 1 6 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排出水」という。）及び排出水に係る用水の系統を説明する書類
- 1 7 排出口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道及び同条第 4 号に規定する流域下水道であって、同条第 6 号に規定する終末処理場を設置しているもの（その他流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除される水を排出する場所をいう。）における排出水の水質の測定方法を記載した書類
- 1 8 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許又は同法第 4 2 条第 1 項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の水質の測定方法を記載した書類
- 1 9 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類
- 2 0 浄化等処理施設（省令第 1 条第 1 号に規定する浄化等処理施設をいう。）又はセメント製造施設（省令第 1 条第 2 号に規定するセメント製造施設をいう。以下同じ。）にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる省令第 4 第 1 号又(1)から(6)までに掲げる物質、土壌汚染対策法施行令（平成 1 4 年政令第

- 336号)第1条第7号、第11号、第12号、第14号、第18号、第22号及び第24号に掲げる物質並びにダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。)(以下「大気有害物質」という。)を大気中に排出するために設けられた煙突その他の開口部をいう。)から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類
- 2.1 法第27条第1項に規定する措置(以下「廃止措置」という。)に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを証明する書類
- 2.2 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地に事業計画者以外の所有者、管理者又は占有者がいる場合にあつては、廃止措置として行う土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査の結果、当該敷地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項又は第2項の規準に適合しないときの法第14条第1項の申請を行うことについての当該所有者、管理者又は占有者全員の合意を得られることの見通しを記載した書類
- 2.3 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であつて規則第31条第1項又は第2項の規準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設(以下「再処理汚染土壌処理施設」という。)について法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る第14条第1項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書
- 2.4 汚染土壌処理施設への搬入経路を示す図
- 2.5 汚染土壌処理施設の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす

影響についての調査結果に関する書類

### 別表第 3（第 3 条関係）

#### 事業計画書の記載事項

- 1 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び事業計画者の事務所の所在地
- 2 他に法第 22 条第 1 項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（土壌汚染対策法施行令第 8 条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）
- 3 汚染土壌の処理の方法
- 4 セメント製造施設にあつては、製造されるセメントの品質管理の方法
- 5 汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量
- 6 事業計画者が法人である場合には、法第 22 条第 3 項第 2 号ハに規定するその事業を行う役員の名及び住所
- 7 汚染土壌処理施設の立地等に関する事項
- 8 汚染土壌処理施設の構造等に関する事項
- 9 埋立処理施設にあつては、跡地利用方法

別表第 4（第 4 条関係）

説明会の開催基準

<p>周知対象地域及び周知対象者</p>	<p>1 周知対象地域</p> <p>(1) 汚染土壌処理施設に係る敷地の境界線から 300メートル以内の範囲内の土地及び当該土地を包含する自治会の区域内の地域</p> <p>(2) 汚染土壌処理施設の設置に伴い生活環境への影響が及ぶ範囲であると認められる地域</p> <p>2 周知対象者</p> <p>(1) 周知対象地域内に所在する事業所、学校等に通勤、通学等をする者</p> <p>(2) 周知対象地域内に所在する土地の土地所有者等</p> <p>(3) 汚染土壌処理施設からの排水（雨水及び水質汚濁防止法第 2 条第 8 項に規定する生活排水を除く。）が流入する周知対象地域内の公共用水域（同条第 1 項に規定する公共用水域をいう。）において、水利権を有する者</p> <p>(4) 市川市行徳漁業協同組合及び南行徳漁業協同組合</p>
<p>周知内容</p>	<p>1 汚染土壌の処理に関する計画の概要</p> <p>2 汚染土壌の処理方法の概要</p> <p>3 搬出入に関する計画の概要</p> <p>4 環境保全対策の概要</p>